

令和7年那審第11号

裁 決

遊覧船Aパラセーラー負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年3月14日15時18分少し前

沖縄県石垣島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊覧船A

総 ト ン 数 3.8トン

登 録 長 8.33メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 214キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、令和2年5月に進水したFRP製遊覧船で、船体中央部右舷側に操舵スタンド及び操縦席をそれぞれ配し、同スタンドに舵輪、機関遠隔操縦装置、GPSプロッター及び牽引ロープウィンチ操作レバーを、船体船尾中央部に牽引ロープを船尾方に導くガイドローラーをそれぞれ備えたパラセーリング専用船であった。

ところで、パラセーリングは、遊覧船が航行しながら牽引ロープを引くことによりパラセーリング用パラシュートに風を入れて浮上させ、同パラシュートにぶら下がった状態のパラセーラーが空中遊覧するものであった。

また、パラセーリング用具については、直径約12ミリメートル長さ約200メートルの合成繊維製牽引ロープがV字型のベルト及びパラシュートロープを介して直径約11メートルのパラセーリング用パラシュートに、V字型のベルト及びタンデムバーを介して最大5人用のハーネスにそれぞれつながっていた。

a受審人は、牽引ロープを半年毎に新替えしており、当時、新替えしたばかりであった。

(2) a受審人の経歴

a受審人は、平成25年に小型船舶操縦士の免許を取得後、パラセーリング専用船にスタッフとして乗船し、同29年から同専用船に船長として乗り組み、Aには4年間乗船していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、パラセーラー6人及びスタッフ2人を乗せ、パラセーリングの目的で、船首0.2メートル船尾

1.0メートルの喫水をもって、令和7年3月14日15時00分沖縄県石垣港を発し、石垣島南方沖合のパラセーリング海域に向かった。

a 受審人は、15時05分前示パラセーリング海域に到着後、1組2人のパラセーリングを3回行うこととし、1組目のパラセーリングを開始した。

a 受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操船及び牽引ロープの操作に当たり、1組目のパラセーリングを終了後、すぐに2組目のパラセーリングを開始し、15時12分石垣港登野城第2号灯標（以下「登野城灯標」という。）から102度（真方位、以下同じ。）1.05海里の地点で、針路を180度に定め、毎時25.0キロメートル（対地速力、以下同じ。）の速力で、手動操舵によって進化した。

定針したとき、a 受審人は、天候の悪化を示す西方から接近する巨大な雨雲を認め、強風によりパラセーリング用パラシュートが引っ張られ、牽引ロープに過大な張力がかかって同ロープが破断するおそれがあったが、南寄りの微弱な風が吹いていたので、雨雲を避けて航行すれば無難にパラセーリングを行うことができるものと思い、パラセーリングを中止して天候の回復を待つなど、パラセーラーに対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、15時16分発生地点付近で、2組目のパラセーリングを終了するために牽引ロープを巻き取っていたところ、雨雲が急速に接近してきて、風向きが南寄りから西寄りに変わり、風の強さが増し、パラセーリング用パラシュートが東方に引っ張られ、前進行きあしが落ちたうえ、同ロープが巻けなくなり、15時18分少し前登野城灯標から137度1.50海里の地点にお

いて、Aは、船首が270度を向き、前進行きあしがほとんどなくなったとき、牽引ロープに過大な張力がかかって同ロープが破断し、パラセーラー2人が船尾方に落水した。

当時、天候は雨で風力4の西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好で、石垣島地方に大雨注意報、雷注意報及び洪水注意報がそれぞれ発表されていた。

その結果、パラセーラー2人が、左第8、10、12肋骨骨折等及び左側頭部挫傷等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件パラセーラー負傷は、石垣島南方沖合において、パラセーリングを行いながら航行中、西方から接近する巨大な雨雲を認めた際、パラセーラーに対する安全確保の措置が不十分で、強風によりパラセーリング用パラシュートが引っ張られ、牽引ロープに過大な張力がかかって同ロープが破断し、パラセーラー2人が船尾方に落水したことによって発生したものである。

a受審人は、石垣島南方沖合において、パラセーリングを行いながら航行中、西方から接近する巨大な雨雲を認めた場合、強風によりパラセーリング用パラシュートが引っ張られ、牽引ロープに過大な張力がかかり、同ロープが破断するおそれがあったから、パラセーリングを中止して天候の回復を待つなど、パラセーラーに対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、a受審人は、南寄りの微弱な風が吹いていたので、雨雲を避けて航行すれば無難にパラセーリングを行うことができるものと思い、パラセーラーに対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、強風によりパラセーリング用パラシュートが引っ張られ、牽引ロープに過大な張力がかかって同ロー

プが破断し、パラセーラー2人が船尾方に落水する事態を招き、パラセーラー2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月3日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也